

公益目的財産額報告書

【 令和 7 年度における公益目的支出計画財産額の残額 】

( 継続事業 / 労働福祉 )

(※1) 2,268,596円 - (※2) 8,059,390円 = (※3) △5,790,794円  
 (前事業年度の公益目的財産残額) (当該事業年度の公益目的収支差額) (公益目的財産残額)

(単位:円)

内 訳	令和 6 年度	令和 7 年度
前事業年度からの繰越残額	17,351,175	2,268,596
当該事業年度の公益目的収支差額 【①-②】	15,082,579	(※2) 8,059,390
① 公益目的支出の額	148,141,640	144,571,602
② 実施事業収入の額	133,059,061	136,512,212
公益目的財産残額	(※1) 2,268,596	(※3) △ 5,790,794

※公益目的財産額 (124,958,957円) は、令和8年3月31日をもって 130,749,751円 (△5,790,794円) に達し、支出公益目的支出計画が完了した旨、沖縄県に実施報告を行う。

《参考》

公益財産額 (平成25年度確定額)	<u>124,958,957 円</u>
【完了予定事業年度の申請変更認可後】 公益目的支出計画の完了予定事業年度の期日	令和9年3月31日

# 令和7年度公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告

一般社団法人沖縄県労働基準協会

会長 島袋清人 殿

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度事業年度における公益目的支出計画実施報告書について監査を行いましたので、整備法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。）第127条第2項において準用する法人法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」をいう。）第124条第1項及び整備法施行規則第43条の規定に基づき、本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について精査しました。

## 2 監査意見

- ア 公益目的支出及び実施事業収入について、事業別区分経理を行ったうえで各事業に関連する費用及び収入が適正な基準で配賦されているとともに、公益目的事業計画に基づいた内容で事業が執行されていると認められます。
- イ 公益目的支出計画の支出は計画どおり実施され、令和7年度末（令和8年3月31日）をもって公益目的支出計画が完了したことを確認いたします。
- ウ 行政庁へ提出すべき公益目的支出計画実施報告書に関する書類が備わっていることを確認しました。

以上、当法人の公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

令和8年5月19日

監事

嘉良尚子 

監事

小川 強 